

新しい中小企業組合制度がスタート



佐伯 昭雄氏 (さえぎ あきお)
全国中小企業団体中央会会長
宮城県中小企業団体中央会会長
東北電子産業株式会社代表取締役社長
東北工業大学名誉教授

「ガバナンスの向上です。主として共済事業を実施

「2つの側面から改正されています。①中小企業組合の運営に関

ガバナンス向上を目的に

07年4月1日、新しい中小企業組合制度がスタートした。これは06年6月に「中小企業等協同組合法(中協法)」、「中小企業団体の組織に関する法律(中団法)」が改正され、本年4月から施行したことを受けてのもの。具体的には、中協法に規定されている事業協同組合・連合会、事業協同小組合、火災共済協同組合・連合会、企業組合、中団法に規定されている商工組合・連合会、協業組合の運営方法が大きく変わるようになる。多岐にわたる改正点が盛り込まれ、組合が早急に対応を迫られる事項もある。また、会社法の成立に合わせた改正も05年5月に行われており、中協法・中団法は2年連続で改正されたことになる。そこで、約3万2千の中小企業組合に305万の中小企業を擁する我が国最大の中小企業団体である、全国中小企業団体中央会の佐伯昭雄会長に改正法のねらいやポイント、取り組みについて聞いた。

「中協法・中団法は2年連続で改正されましたが、今年4月1日から施行された改正法の目的は何ですか。

「具体的に、法改正により何が

変わるのですか。

するルールの全面的な見直し。②共済事業の健全性を確保するための新たな制度の導入が柱です。大規模組合・共済事業実施組合には、さらに上乗せ措置がありますので注意が必要です。」

「主な改正点は、①役員任期の変更(役員3年以内から理事2年以内、監事4年以内)、②理事による利益相反取引の制限規定の新設、③監事の権限強化と限定、組合員の権限拡大、④会計帳簿の10年間の保存義務の創設および閲覧請求要件の緩和、⑤業務監査権限を持つ監事の理事会への出席、議事録への署名の義務付け、⑥会計に関する規定の整備、⑦決算関係書類等の作成・手続きの明確化などです。」

「中協法・中団法は、新しく成

「全国中小企業団体中央会」概要

全国中小企業団体中央会は、法律に基づいて経済産業大臣の認可を得た法人です。

○47都道府県中小企業団体中央会とともに、傘下約32,000の中小企業組合に305万中小企業を要する我が国最大の中小企業団体です。

中小企業組合は、様々な業種・地域で、相互扶助の精神の下、中小企業が単独では不足する経営資源を補い合いながら伸びていくための組織です。

- 全国至るところにある工場団地、卸商業団地、商店街、専門店会、市場、信用組合、火災共済協同組合なども中小企業組合が運営するものです。
- 税制上の優遇措置があり、中小企業組合専門の金融機関として、商工中金があります。

立した会社法と合わせて整備法により、2年前にも改正され、昨年5月1日から施行されていますね。

「2年前の法改正は、会社法制現代化の成果を取り入れたもので、情報通信技術を活用した組合の運営が可能となり、定款自治範囲も拡大されています。」

「主な改正点は、①役員任期の延長規定の導入、②理事会の定数と決議要件の過半数を上回る割合の定め、③持ち回り決議や電子メールによる理事会決議の承認、④理事会の議事録への署名の容認、⑤総会の議事録への署名義務の撤廃、⑥総会・理事会の招集期間の短縮、⑦組合員全員の同意を条件とする招集手続の省略な

どです。」

「現場から多くの相談が寄せられているようですね。」

「本会では、改正法に的確に対応していただけるよう、改正内容を記載した、パンフレットを作成、大量に配布することとしています。さらに、47都道府県中小企業団体中央会では、説明会や相談会を開催するなど、きめ細かく全力で中小企業組合の皆さまを支援していく予定です。」

●お問い合わせ

全国中小企業団体中央会
<http://www.chukokai.or.jp>
又は千葉県中小企業団体中央会へどうぞ。